

# 被扶養者における国内居住要件の追加について

## ～海外居住の被扶養者の取扱い～

- I 当組合ホームページ掲載の機関誌「けんぽNEWS」で既にご案内のとおり健康保険法等の改正により、**令和2年4月1日から**健康保険の被扶養者は原則として**日本国内に居住すること（以下、「国内居住」という。）が要件**となりました。国内居住かどうかは、住民基本台帳への住民登録の有無（住民票があるかどうか）で判断するため、被扶養者認定を申請する際は、これまでの提出書類に加えて**住民票の添付が必須**です。

※住民票は3ヵ月以内に発行された続柄の表示のある世帯全員のを添付してください。  
本籍・住民票コード・マイナンバーの表示は不要です。

- II 次の①～⑤に該当する場合は、**国内居住要件の例外**として日本国内に生活基礎があると見なされ、国内居住と同様として扱われます。ただし、例外に該当するためには、そのことを証する書類の提出が必要です。なお、例外に該当する場合や例外から国内居住となる場合は、その異動の都度、書類の提出等の手続きが必要です。

例外該当事由	提出いただく証明書類例
① 外国において留学する学生	査証・在学証明書・学生証・入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証・海外赴任辞令・海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証・ボランティア派遣機関の証明・ボランティア参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

### <例外の該当に係る手続きについて>

#### ① 被扶養者認定時に例外に該当する場合

健康保険被扶養者異動届の例外該当欄にご記入のうえ、通常の被扶養者認定に係る添付書類に加えて、国内居住要件の例外に該当することの証明書類を添付して、事業所経由で当組合へ提出してください。（上記表の例外②に該当の場合のみ、被扶養者異動届に事業主の証明欄にチェックがあれば証明書類の添付を省略することができます。）

#### ② 既に被扶養者として認定されている者が例外の該当・非該当になる場合

例外に該当するときは、被扶養者国内居住要件例外該当・非該当届に証明書類を添付して事業所経由で当組合へ提出してください。（上記表の例外②に該当の場合のみ、被扶養者異動届に事業主の証明欄にチェックがあれば証明書類の添付を省略することができます。）

例外の非該当になるときは、被扶養者国内居住要件例外該当・非該当届に証明書類を添付して事業所経由で当組合へ提出してください。

Ⅲ 上記のⅠ国内居住要件またはⅡ例外のどちらにも該当しない場合、令和2年4月1日以降は被扶養者にはなれません。 健康保険被扶養者異動(減)届に当該被扶養者の保険証を添付のうえ事業所を経由して当組合に提出してください。

※ 当組合では、被扶養者への生計維持状況等を再確認するため、毎年、被扶養者再認定を実施しています。令和2年度以降は国内居住要件についてもあわせて調査する予定です。その際に国内居住要件等に該当していなかったことが判明した場合は、該当しなくなった日に遡って被扶養者から削除することになると同時に、もし遡及した期間に当該被扶養者が当組合の給付等を受けていた場合は、全て返還いただくこととなりますので、適切な届出につきましてご協力をお願いいたします。